

草加市立中央図書館X（ツイッター）運営基準

令和6年1月8日

第1 目的

この基準は、草加市立中央図書館（以下「当館」といいます。）の公式X（ツイッター）（以下「当アカウント」といいます。）を運営するに当たり、基本的な考え方を示し、内容の充実と適正な運営を図ることを目的とするものです。

第2 位置付け

当館が行うサービスや事業の内容を広く周知するため、草加市民及び当館の利用者等に対し情報を発信するものです。

第3 用語の定義

この基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとします。

(1) X（ツイッター）

X社が運営するソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）で、PC・スマートフォン・タブレット端末等を使い、文章、画像及び動画等を共有する手段をいいます。

(2) アカウント

X（ツイッター）を利用するために取得した権利及びユーザー名をいいます。

第4 運営に関する基本情報

運営に関する基本情報は、次のとおりとします。

(1) ユーザー名 sokacity_lib

(2) 表示名 草加市立中央図書館【公式】

(3) アカウント運営者 草加市立中央図書館

第5 発信する情報

当アカウントは、当館のサービス、イベント、所蔵資料及び運営に係る情報並びにその他中央図書館長が必要と認めた情報を発信します。

第6 当アカウントに対する投稿への対応

1 当アカウントに対する投稿は、今後の当館運営の参考とするものです。ただ

し、当館は投稿に対し、返信等の対応について義務を負うものではありません。

2 次に掲げる内容を含む投稿については、投稿者に断りなく、非表示又は削除する場合があります。

- (1) 公序良俗に反する内容
- (2) 違法又は反社会的な内容
- (3) 政治活動、選挙活動、宗教活動又はこれらに類似する内容
- (4) 草加市（以下「市」といいます。）若しくは他の第三者を誹謗又は中傷し、名誉又は信用を傷つける内容
- (5) 商品、店舗、会社の宣伝など商業目的の内容
- (6) その他当館が不適切と判断した内容

第7 著作権等の帰属

当アカウントに掲載している情報（文章・画像・動画等）に係る著作権等の知的財産権は、当館又は当館以外の原権利者に帰属します。

第8 投稿する時間帯

当アカウントへの投稿を行う時間は、草加市立図書館管理規則（平成12年教委規則第1号）第3条に定める図書館の利用時間とします。ただし、それ以外の日時においても、必要性、緊急性が認められる場合は投稿できるものとします。

第9 当アカウントの閉鎖

当館が必要と認めた場合、当アカウントを一時閉鎖し、又は閉鎖する場合があります。

第10 免責事項

次の各号の項目を免責事項とします。

- (1) 当アカウントにおける情報の正確性、完全性には細心の注意を払っていますが、市はそれを保証する義務を負わないものとします。
- (2) X（ツイッター）ユーザー（以下「ユーザー」といいます。）が当アカウントを利用したこと又は利用できなかったことによって生じるいかなる損害についても、市は一切責任を負わないものとします。
- (3) ユーザーにより投稿されたコンテンツ（文章・画像・動画等）について、市は一切責任を負わないものとします。
- (4) 当アカウントに関連して、ユーザー間又はユーザーと第三者間でトラブル・紛争が発生した場合であっても、市は一切責任を負わないものとします。

- (5) 投稿にかかる著作権等は、当該投稿を行ったユーザー本人に帰属しますが、投稿されたことをもって、ユーザーは市に対し、投稿コンテンツを、全世界において無償で非独占的に使用する（加工、抜粋、複製、公開、翻訳などを含みます。）権利を許諾したものとし、かつ、市に対して著作権等を行使しないことに同意したものとみなします。
- (6) 当アカウントは、X社のシステムによって運用されています。X社のシステム運用状況に関しては、市は一切お答えすることができません。また、X（ツイッター）サイト、X社及び第三者から提供されているソフトウェアやアプリケーションの機能、利用方法、技術的な質問などに関しても、一切お答えすることができません。

第11 掲載内容の制限

次のいずれかに該当するものは掲載しないものとします。

- (1) 法令又は公序良俗に反しているもの
- (2) 市の名誉を傷つけるものや市の信用を損なうもの
- (3) 個人・団体などを中傷する内容を含むもの
- (4) 政治、宗教、選挙などの活動内容を含むもの
- (5) 営利を目的とするもの（公営競技、観光、文化振興、バナー広告など、市として掲載することが適当と認められるものを除きます。）
- (6) 著作権、知的所有権、肖像権などを侵害するもの
- (7) その他公共性、中立性、品位を損なうおそれがあるもの

第12 基本情報へのアクセス

ユーザーが当アカウントをフォローした場合は、この基準に同意したものとみなし、ユーザーが公開しているアカウントやプロフィール情報への当アカウントからのアクセスを許諾したものとみなします。

第13 個人情報の取扱い

当アカウント運営者がユーザーから個人情報を取得する場合には、個人情報の保護に関する法律（法律第57号）及び草加市個人情報保護法施行条例（令和4年条例第22号）に基づき、適切に管理するものです。

第14 運営基準の変更

この基準は、ユーザーへの予告なしに変更を行う場合があります。

第15 問合せ先

掲載内容に関しては、当館へ問い合わせるものとし、投稿内に問合せ先の記載がある場合は、各担当へ問い合わせるものとします。

第16 準拠法及び裁判管轄

この基準は、日本法に準拠します。また、ユーザーと市の間で紛争が生じた場合、さいたま地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第17 施行期日

この基準は、令和6年1月8日から施行します。